

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月16日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第2号

静岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

静岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和47年静岡県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 618 352 647">附 則</p> <p data-bbox="193 665 756 741">（金融機関保証による場合の貸付割合等の特例）</p> <p data-bbox="193 761 767 1839">4 令和3年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にした貸付けの決定に係る貸付金であつて、金融機関保証によつて債権の保全が図られたものについての別表第4の規定の適用については、別表第4の1の項、2の項から3の項まで、5の項、7の項及び8の項中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、同表9の項中「100分の80以内（小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、5人）以下の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）に対する貸付けについては100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」と、同表10の項中「100分の80以内（小規模事業者に対する貸付けについては100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」と、同表11の項から14の項までの規定中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、同表15の項中「100分の80以内（小規模事業者に対する貸付けについては100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」とする。</p> <p data-bbox="193 1859 756 1982">5 令和3年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にした貸付けの決定に係る貸付金及び当該期間に借主が第14条第2項又は第3項の</p>	<p data-bbox="890 618 970 647">附 則</p> <p data-bbox="810 665 1374 741">（金融機関保証による場合の貸付割合等の特例）</p> <p data-bbox="810 761 1394 1839">4 令和3年4月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にした貸付けの決定に係る貸付金であつて、金融機関保証によつて債権の保全が図られたものについての別表第4の規定の適用については、別表第4の1の項、2の項から3の項まで、5の項、7の項及び8の項中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、同表9の項中「100分の80以内（小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。）に属する事業を主たる事業として行う者については、5人）以下の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）に対する貸付けについては100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」と、同表10の項中「100分の80以内（小規模事業者に対する貸付けについては100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」と、同表11の項から14の項までの規定中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、同表15の項中「100分の80以内（小規模事業者に対する貸付けについては100分の90以内）」とあるのは「100分の90以内」とする。</p> <p data-bbox="810 1859 1374 1982">5 令和3年4月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にした貸付けの決定に係る貸付金及び当該期間に借主が第14条第2項又は第3項の</p>

担保を確保するため必要な行為をした貸付金であつて、金融機関保証のみによつて債権の保全が図られているものの利率は、第4条第3項本文の規定にかかわらず、年0.15パーセントとする。

担保を確保するため必要な行為をした貸付金であつて、金融機関保証のみによつて債権の保全が図られているものの利率は、第4条第3項本文の規定にかかわらず、年0.15パーセントとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。